

第3部 災害復興支援

農林水産業者や中小企業に対しての融資計画を定め災害復旧を容易にするための事項を掲げる。



1 農林水産業融資計画

(1) 農業関係

被害農業者に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。また、農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）等積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

(2) 林業関係

被害林業者に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にし、林業経営安定を図るよう推進する。また、早期復旧を図るため農林漁業金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用共同施設等長期低利資金を積極的に導入するよう指導する。

(3) 水産業関係

災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設（漁船・漁具等）漁業用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金融公庫の金融制度さらには、北海道信用漁業協同組合連合会の系統資金の積極的活用を指導する。

2 中小企業融資計画

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国、政府系金融機関、北海道、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

3 財政金融措置

市は、あらかじめ災害対策基金の積立てを行うとともに、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために必要な財政金融措置について次により万全を期する。

- (1) 北海道と協力し、国に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定の働きかけを行う等国の財政援助等が積極的に講ぜられるよう要請する。
- (2) 起債の特例及び一時借り入れ等の特別措置を要請
- (3) 政府系金融機関等の災害融資措置を要請